

令和7年度県立学校新入生用端末販売業務

一般競争入札公告

標記の業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に準じて公告する。

令和6年10月7日

埼玉県教育委員会教育長

記

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

令和7年度県立学校新入生用端末販売業務 一式

(2) 調達案件の仕様

別添「令和7年度県立学校新入生用端末販売業務仕様書」による

(3) 入札方法

本件入札は、紙媒体による入札書の郵送または持参により行う

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本入札が実施される年度に属する埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に、「物品」に係る入札に参加できる資格のA等級で掲載された者であって、営業品目（小分類）に「パソコン（付属品含む）」を含む者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

(5) ISMS/ISO27001の取得又はプライバシーマークの付与認定を受けていること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり電子メールまたは郵送により一般競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格の提出期限、提出書類及び提出方法

ア 提出期限

令和6年10月18日（金）午後0時

イ 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書（様式1：以下「確認申請書」という。）

ウ 提出方法

後記15（4）の担当窓口にて電子メール、郵送又は持参により提出すること。なお、郵送による場合は書留郵便とし、上記の期限内に必着とすること。

電子メールで提出した場合は、送信後に電話により着信の確認を行うこと。

(2) 確認結果

令和6年10月22日（火）午後5時までに「一般競争入札参加資格確認通知書」（以下「確認通知書」という。）による通知する。なお、参加資格が「なし」の場合は、その理由を付ける。通知は担当窓口へ電子メールで送付する。通知を受信したら直ちにその旨を返信メールにて連絡すること。

(3) その他

- ア 確認申請書を提出した者は、入札事務の担当者から、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- イ 確認申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 入札参加資格の確認以外に、提出された確認申請書を提出者に無断で使用しない。
- エ 提出された確認申請書は返却しない。
- オ 埼玉県が補正指示をした場合を除き、提出期限日以降における確認申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- カ 確認申請書に関する問い合わせ先は後記15（4）に同じ。
- キ 確認通知書の交付を受けている入札参加者であっても、入札日において入札参加資格を満たしていない者は、入札に参加する資格を有しない。

4 入札説明書、仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関する質問方法は以下による。

(1) 質問書の受付期間及び提出方法

ア 受付期間

令和6年10月8日（火）午前9時から令和6年10月11日（金）午後0時まで

イ 提出方法

質問がある場合は、15（4）にメールにより「質問書」（様式2）を提出する。質問者は確認申請書の「3事務担当者の連絡先」に記載されている担当者とする。件名は「【質問書】令和7年度県立学校新入生用端末販売業務」とする。電子メール送信後に電話により着信の確認を行う。着信の確認は、平日の午前9時から午後5時の間に行うこと。

なお、担当者以外の質問や受付期間以外の質問及び指定する書式及び方式によらない質問は、一切受け付けない。

ただし、入札手続など事務手続に関する質問は随時受け付ける。

(2) 質問書の回答日時及び回答方法

ア 回答日時

令和6年10月16日（水）午後5時まで

イ 回答方法

埼玉県ホームページの本件入札公告ページに掲載する。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2220/r7tanmatsunyusatsu.html>

(3) 入札説明会

開催しない

5 入札書の提出

(1) 入札書の受付

ア 提出期間

「一般競争入札参加資格確認通知書」を受領後から令和6年10月28日（月）午後3時まで

イ 提出方法

郵送又は持参により提出すること。なお、郵送による場合は書留郵便とし、上記の期限内に必

着とする。

ウ 提出場所

15(4)の場所

(2) 留意事項

ア 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、仕様書、協定書（案）及びその他の配布書類を熟覧の上、入札しなければならない。

イ 入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、入札金額は日本国通貨による表示に限るものとする。

ウ 入札者は、提出した書類について提出期限後は内容を変更又は取消しすることはできない。

6 入札金額

(1) 入札参加者等は、仕様書に明記した一切の諸費用を含めた上で、入札金額を見積もること。

入札金額は消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること（非課税事業者は除く）。

※入札書に記載する金額は、それぞれの単価にその予定台数を掛け、全てを合算した総額である

(2) 入札参加者等は、別添「協定書（案）」に基づき、諸条件を十分考慮した上で、入札金額を見積もること。

7 入札書について

(1) 競争入札参加者等は、様式3による入札書に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

ア くじ入力番号（任意の数字3桁）、入札書の提出年月日

イ 入札金額

ウ 競争入札参加者本人が入札する場合は、その住所及び氏名（法人の場合はその所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）及び連絡先

エ 代理人が入札する場合は、競争入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合はその所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）及び連絡先並びに当該代理人の氏名及び連絡先

なお、代理人が入札する場合は、様式4による入札権限等に関する委任状も併せて提出しなければならない。

(2) 競争入札参加者等は、入札書を二重封筒に封入して提出しなければならない。その際、外封筒の封皮には「令和7年度県立学校新入生用端末販売業務の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には氏名（法人の場合はその名称又は商号）を朱書しなければならない。また、再度入札を2回まで行うので、中封筒の封皮に「①入札」・「②再度入札」・「③再度入札」・の区別を記載し、「①入札」の中封筒には確認通知書の写しと入札書をその他の中封筒には入札書又は入札辞退届（様式5）（途中で辞退する場合）を入れて密封しなければならない。

(3) 競争入札参加者等は、入札書の記載事項の訂正がある場合は、首標金額以外の訂正に限る。

(4) 入札金額内訳書

入札金額内訳書（様式6）を入札書と同封すること。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 入札書に記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

(3) 入札書が指定の日時まで提出されなかったもの

(4) 談合その他不正行為があったと認められる入札

(5) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

- (6) 首標金額を訂正したもの
- (7) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
- (8) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- (9) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- (10) 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (11) 前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

9 開札の執行

(1) 開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県教育局県立学校部ICT教育推進課

イ 日時

令和6年10月28日(月)午後3時10分

(2) 注意事項

立会いは不可とする

10 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札書を提出した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、入札書に記載したくじ番号によりくじを実施し、落札者を決定する。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、入札書にくじ番号を記載していないものがあるときは、立会い職員がこれに代わってくじ番号を入力し、落札者を決定する。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び落札金額を、すべての入札者に通知する。
- (5) 落札者が指定の期日までに協定書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

11 くじによる落札者決定について

落札者となるべき同価格の応札が2者以上ある場合、くじにより落札者を決定する。実施方法は、下に示すとおりである。

(1) くじに関する準備

入札参加者は、入札書(別添様式1)の右下のくじ番号欄に3桁の任意の数字を記載すること。

空欄の場合は、「000」が記載されたものとして処理をする。

(2) 落札者決定方法

ア 同価格の入札者の3桁の「くじ番号」の合計を、同価格の入札者の人数で割り、余りを算出する。

イ アで算出した余りと入札書受付順により、下のように落札者を決定する。

- ・同価格の入札者が2者のケース

余りが $\left\{ \begin{array}{l} 0 \text{ の場合} \rightarrow \text{入札受付順が早い入札者が落札} \\ 1 \text{ の場合} \rightarrow \text{入札受付順が遅い入札者が落札} \end{array} \right.$

- ・同価格の入札者が3者のケース

余りが $\left\{ \begin{array}{l} 0 \text{ の場合} \rightarrow \text{入札受付順が1番早い入札者が落札} \\ 1 \text{ の場合} \rightarrow \text{入札受付順が2番目の入札者が落札} \\ 2 \text{ の場合} \rightarrow \text{入札受付順が3番目の入札者が落札} \end{array} \right.$

1.2 再度入札

- (1) 開札の結果、競争入札者等の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の有効な入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札は、2回まで行う。再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における価格が下位の入札者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

1.3 不調

開札の結果、競争入札参加者等の入札のうち、予定価格の範囲内で有効な入札がないときは、入札は不調とする。

1.4 協定書の作成

- (1) 協定書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (2) 協定書及び協定に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 埼玉県教育委員会教育長が協定の相手方とともに協定書に記名して押印しなければ、本協定は確定しないものとする。

1.5 その他

- (1) 競争入札参加者等及び協定の相手方が本件の調達に関して要した費用は、全て当該競争入札者等及び協定の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札後、仕様書等に係る不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札執行権者
所属名称 埼玉県教育局県立学校部ICT教育推進課
職・氏名 課長・無川 禎久
- (4) 本件調達に関する担当窓口
(郵便番号) 330-9301
(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 (県庁第二庁舎10階)
(機関名) 埼玉県教育局県立学校部ICT教育推進課
(担当者) 町田 聖幸 堀口 麻耶
(電話番号) 048-830-7557 (直通)
(メール) a6640-02@pref.saitama.lg.jp
- (5) 確認通知書を受領した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、令和6年10月28日(月)午後3時までに、入札辞退届(様式5)を提出すること。
- (6) 落札者は、後日速やかに以下の書類を提出すること。
ISMS/ISO27001の取得又はプライバシーマークの付与認定を証する書類の写し

1.6 選定のスケジュール

日程	内容
令和6年10月7日(月)	入札の公告
10月11日(金) 午後0時	仕様書等に関する質問受付期限
10月16日(水) 午後5時	仕様書等に関する質問への回答
10月18日(金) 午後0時	入札参加資格確認申請書の提出期限

10月22日（火）午後5時	入札参加者資格審査結果の通知
10月28日（月）午後3時	入札書提出期限
10月28日（月）午後3時10分	開札